

資 料

資料：検査の概要

1 一般職業適性検査（GATB）について

厚生労働省編一般職業適性検査（事業所用）は、紙筆検査と器具検査とから構成されており、9種の適性能（知的能力：G、言語能力：V、数理能力：N、書記的知覚：Q、空間判断力：S、形態知覚：P、運動共応：K、指先の器用さ：F、手腕の器用さ：M）を測定するものである。

検査結果は、個々の事業所が用意する適性能の基準と照合することで、採用選考や適性配置、教育訓練等、雇用管理のための資料とする。

- G：知的能力……説明・教示や諸原理・諸概念を理解したり推理し、判断したりする能力
- V：言語能力……言語の意味およびそれに関連した概念を理解し、それを有効に使いこなす能力、言語相互の関係および文章や句の意味を理解する能力
- N：数理能力……計算を正確に速く行うとともに、応用問題を解き、推論する能力
- Q：書記的知覚……文字や数字を直感的に比較弁別し、違いを見つけ、あるいは構成する能力
文字や数字に限らず、対象をすばやく知覚する能力
- S：空間判断力……立体形を理解したり、平面図から立体形を想像したり、考えたりする能力
物体間の位置関係とその変化を正しく理解する能力
設計図を読んだり、幾何学の問題を解いたりする能力
- P：形態知覚……物体あるいは図解されたものを細部まで知覚する能力
図形を見比べて、その形や陰影、線の太さや長さなど細かい差異を弁別する能力
- K：運動共応……眼と手または指を共応させて、迅速かつ正確に作業を遂行する能力
眼でみながら、手で迅速な運動を正しくコントロールする能力
- F：指先の器用さ…速く、しかも正確に指を動かし、小さいものを巧みに取り扱う能力
- M：手腕の器用さ…手腕を思うままに巧みに動かす能力
物を取り上げたり、定められた位置関係で正確にすばやく持ち替えたりするなど、
手腕や手首を巧みに動かす能力

【厚生労働省編一般職業適性検査事業所用（手引）より】

以下では、厚生労働省編一般職業適性検査事業所用（手引）にしたがって、検査の特徴を紹介する。

(1) 適性能得点が示すこと

検査が示す適性能得点は標準化されており、実施、採点、結果の整理等の手続きは客観的に定められている。したがって、適性能得点により個人の能力を9つの異なった側面から多角的に理解できる。

得られた適性能得点から適性能プロフィールを描いてみることにより、個々の適性能の特徴をとらえることができる。プロフィールは、個々の適性能を数値で比較するだけでなく、相対的な特徴を明確に示すものである。9つの適性能のすべてが同じようなレベルの得点をとることは少なく、いくつかの性

能で突出して高く、いくつかの性能で突出して低いことが視覚的に理解できる。

また、認知機能群（G、V、N、Q性能）と知覚機能群（S、P性能）、運動機能群（K、F、M性能）にわけて3つの機能群の中で、優れている群とそうでない群に大別し、個人の適性能の特徴を理解することもある。

適性能の程度	能力分布上の意味	基準点
A段階	上位 ~10%	125
B段階	上位11~30%	110
C段階	上位31~50%=平均以上	100
D段階	上位51~70%	90
E段階	上位71~90%	75
F段階	下位10%以内	-

(2) 「職業群別適性能基準表」による適性評価

標準的な「職業群別適性能基準表」とは、さまざまな職業を作業の内容、複雑さ、困難さなどについて分析し、その最も重要とされる適性能とその所要水準の組み合わせによって分類し、さらに産業界における職場環境等の類似性を考慮して編成したもので、8領域・40職業群で構成されている。

この基準表では、40職業群別に、その職業を遂行する上で必要な適性能の標準的基準点が設けられている。この基準点は、40職業群のそれぞれに含まれる多数の具体的な職業の一つ一つについて、あらかじめ職務の分析を行い、さらに従業者に必要な性能分析を行った結果を比較検討し、概括して理論的標準的基準点として設定されたものである。したがって、個人に特徴的な適性能のパターンをこれに照合することにより、個人が有している適性能力が発揮しやすい職業分野とそうでない分野について手がかりが得られる。

この基準表が対象としている職業は、芸術芸能および事業主、監督的職業以外の職業であるから、いわば、企業内のほとんどの職業はこの領域、職業群のどこかに含まれる網羅的な職業体系とみることができる。したがって、多くの職務に関して職業適性を評価したい場合には、この基準表をそのまま利用することができる。しかし、あくまでも基準の目安を示すものであり、個々の事業所の具体的な職種については、独自の所要適性能と基準点を要求することがある点に注意が必要である。

この表中の適性能得点は測定値であるため、評価の検討に際しては、検査実施時点におけるコンディションや検査場などの環境的な要因による測定誤差の影響を配慮しなくてはならない。個人の可能性と職務との関係を把握するという、この検査の実施の目的に鑑み、能力がありながら発揮できなかったかもしれない状況を考慮することが必要となる。こうした立場から、実際の得点を解釈するときには測定誤差を加算することを通例としている。加算点を10にするか、厳しく5にするかは、測定にともなう誤差をどのように考えるかによるものであり、利用者の判断にまかされているが、検査記録表においては加算点を1標準偏差分（10）として表示している。

なお、この検査は制限時間内での作業量によって能力を把握するという方式をとっているため、作業

の巧緻も検査結果に微妙な影響を与えることがある。検査の適用範囲は、原則として15歳～45歳であるが、特に年齢が高い場合、あるいは年齢の低い層で発達における個人差の問題がある場合などがそれにあたる。また、知的な発達に遅れのある場合には、別の職業評価の枠組みが適用されることがある。

2 内田クレペリン精神検査について

作業評価に際しては、作業量だけでなく、連続作業における作業曲線の現われ方、誤りの量などに基づいた特徴を明らかにすることが望ましい。この検査は、1分間ごとに改行して15分（15行）、休憩5分をはさんでさらに15分（15行）という連続した加算作業を行わせることにより、作業活動並びに作業時の心的活動の調和・均衡を判定することを目的としている。

(1) ⊗（マルバツ）法について

加算ができない者および加算量僅少者（各分15程度以下）に対する再検査として行う方法で、検査用紙の数字の上に、○と×の印を重ねてつけさせる（各数字を○と×で消させる）作業を行う。練習や改行などの時間条件は、加算法と同様に行う。この方法では、負担を軽くして毎分の作業量を増加させることで、時間経過にともなう変化の様子を拡大してみるができる。

(2) 検査結果が示唆すること

作業量の高低は、主として知能、作業の処理能力、積極性、活動のテンポ、意欲、気働きなどの高低と対応する。結果は、作業量と作業曲線から分析することになる。

量級段階の判定基準

量級段階	前期作業量	後期作業量	物事の処理能力や速度（テンポ）などの傾向
Ⓐ段階	55以上	65以上	水準が高い
A段階	40～55	45～65	不足はない
B段階	25～40	30～45	いくらか不足
C段階	10～25	15～30	かなり不足

また、各行の最終到達点を結んで描いた作業曲線の型からは、性格や行動ぶり、仕事ぶりといった面の特徴（くせ）・偏り・異常・障害などの程度がわかる。

定型（心的活動の調和・均衡が保たれていて性格・行動ぶりの面で問題のない人）の作業曲線では、次の特徴が現われる。

- ① 前期（休憩前）がU字形、もしくはV字形をしている
- ② 後期（休憩後）が右下がりである。
- ③ 前期の作業量に対して、後期の作業量が全体的に増加している（後期1行目が最高位）

- ④ 曲線に適度なギザギザがみられる
- ⑤ 誤答がほとんどない
- ⑥ 作業量が極端に低くない

また、描かれた作業曲線上の特徴によって評価によって示される性格や行動の特徴は以下の通りである。

大きい落ち込み	ときどきぼんやりする、仕事に我知らず手を休めている 一生懸命になるほどにかえってうまくできない (この傾向が軽い場合には、気力不足、意欲不足などがある)
大きい突出	勝気・唐突など抑制を欠いた行動が生じやすい 内向的な場合には、不満が些細なきっかけで激しく示される場合もある
激しい動揺	気分が移りやすく、行動にムラが多い (この傾向が軽い場合には、内心の緊張が高い、細かいことを気にしやすい、 環境条件の影響を受けやすいなどがある)
動揺の欠如	活気や熱がなくなり、不活発、緩慢である (この傾向が軽い場合には、すばやい適応がききにくい)
後期作業量の下落	気力がない(意志が弱い、体力がない) (この傾向が軽い場合には、力みすぎや負担荷重で実行が伴わない)
後期初頭の著しい出不足	気重、やろうという気持ちが湧きにくい、とりかかりが悪い
作業量の不足	習熟、上達が遅く、即応性や積極性に欠ける 容易・単調な作業では、慣れればかなりの程度まで遂行可能な場合もある。 著しい場合には、普通の社会生活に適応しえない場合もある
観察された態度からの評価	課題を正しく遂行することを放棄した態度がある 辛抱強さに乏しく、あきやすかったり、すぐに見切りをつけて投げやすい、 持久力に欠ける……などの観察記録からの評価を記載する

3 視知覚検査について

(1) フロスティング視知覚発達検査について

フロスティング視知覚発達検査は、読み書きや数の学習などに必要な視知覚能力の発達について知るための検査である。検査は、主に就学前の子どもたちの準備状態を検討するために利用される。

検査は、①視覚と運動の協応、②図形と素地、③知覚の恒常性、④空間における位置、⑤空間関係の5つの機能についてそれぞれ個別に検討できるように5つの部分から構成されている。以下に、各機能について、より詳細に記述する。作業遂行との関係については、文中にアンダーラインで示した。

①視覚と運動の協応：

視覚と運動の協応とは、視覚を身体や身体の部分の運動と協応させる能力である。目の見える人が、手を伸ばして何かを取ろうとする時、手は視覚によって導かれる。それ以外にも、ほとんどあらゆる連係動作がスムーズに行われるかどうかは、視覚と運動の協応が十分であるかどうかにかかっている。

したがって、この部分の発達が十分でないと、作業を速く、正確に行うことに困難が生じることが予想される。

②図形と素地：

注意を向けているものを最も明瞭に知覚することは重要である。そして、選択された刺激は、知覚の場に「図形」を形成し、他の刺激はぼんやりと知覚される「素地」を形成するのである。この場合、「素地」は全く知覚されないということではない。「図形」はあくまで「素地」との関係の中で知覚される必要がある。

「図形」と「素地」の弁別が困難な子どもは、注意力が散漫で混乱しているという特徴を持っていることが多い。それは、新しく侵入してくる刺激に気を取られやすい傾向のためである。また、この課題に困難を持つ子供の中には、1つの行動に固執する傾向のある子どももいる。これは、邪魔な刺激を排除することが困難であるので、特定の刺激から離れることができないためである。いずれにせよ、これらの子どもたちは、注意の焦点を1つの刺激から他の刺激に移すことがうまくコントロールできない。

したがって、この部分の発達が十分でないと、作業を順番に間違いなく終了させること、特定の対象を他の多くの対象の中からの的確に探し出すこと、などに困難が生じることが予想される。

③知覚の恒常性：

知覚の恒常性とは、眼球の網膜上の像の変化にも関わらず、特定の形や位置や大きさといった事物の特性は変化しないことを知覚する能力のことである。例えば、斜めから見た立方体の網膜像は、真っ正面からみた立方体で作る網膜像とは異なっているけれども、知覚の恒常性が十分な人は斜めの角度から見ても立方体であることがわかる（なお、視覚的に恒常的に知覚される事物の他の側面は、大きさ、明るさ、色彩の3つである）。

したがって、この部分の発達が十分でないと、一度学習して、身につけたと思ったものであっても、異なった背景や文脈の中に提示されると、すでに学習したものと同じものとして認知できず、再びその文脈での学習が必要となる、などの困難が生じることが予想される。

④空間における位置：

空間における位置の知覚とは、観察者と事物の空間的な関係の知覚と定義しても良いであろう。少なくとも空間的には、人は常に自分自身の世界の中心にいて、事物は自分の前や後ろや上や下や横に位置するものとして知覚される。この課題に困難のある子どもは、不器用で動きに躊躇がある場合がある。また、中、外、上、下、前、後、右、左などの空間的位置を表す言葉の理解に困難があり、さらに、「6と9」、「bとd」などの文字の知覚に困難が生じる場合がある。

したがって、この部分の発達が十分でないと、作業遂行に際して、空間的位置を表す言葉を使った指示が入りにくい、文字や数字を速く、正確に認識することが難しい、などの困難が生じることが予想される。

⑤空間関係：

空間の関係の知覚とは、観察者が2個以上の事物と自分との位置関係や、事物相互間の位置関係を知覚する能力のことである。この空間関係を知覚する能力は、④「空間における位置」の知覚という比較的簡単な能力よりも後から発達するものである。また、空間関係の知覚は、②「図形と素地」の知覚と同じように、関係の知覚を内包している。ただし、「図形と素地」の知覚では、注意が主として向けられる優位な部分（図形）と出しゃばらない部分（素地）の2つに分割されるのに対し、空間関係の知覚では、任意の数の異なる部分が相互の関連のなかで見られ、それらの部分の全てにほぼ同じ注意が払われるのである。

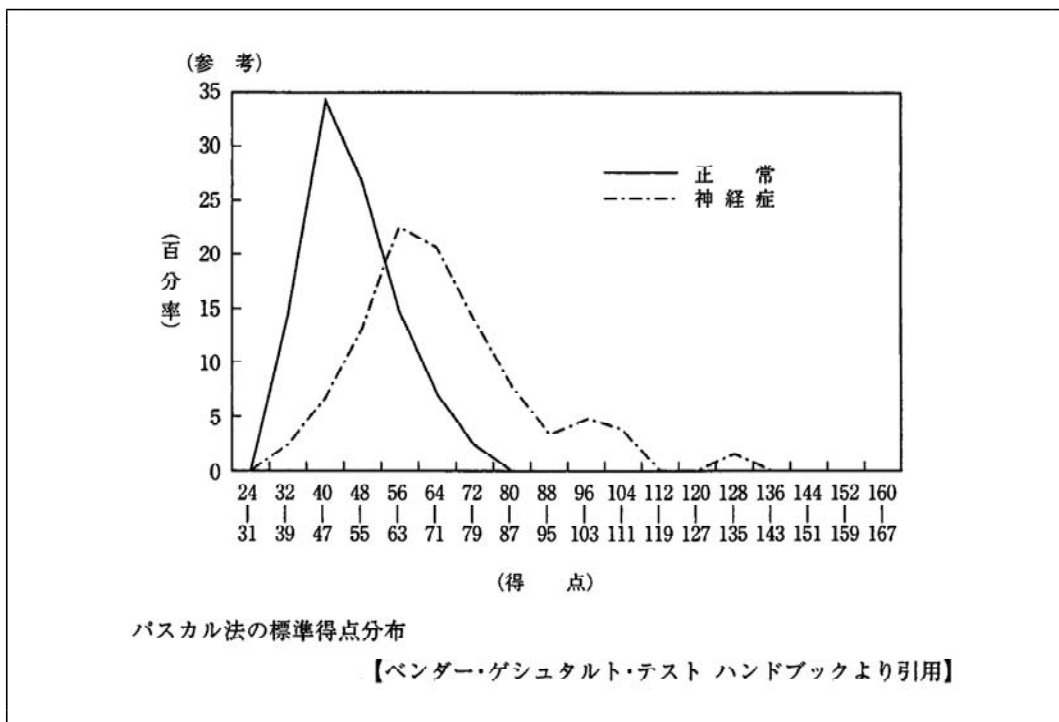
したがって、この部分の発達が十分でないと、複数個の対象物の配置を適切に理解すること、あるいは任意の複数の箇所と同時に注意を配分すること、などに困難が生じることが予想される。

(2) ベンダー・ゲシュタルト・テストについて

ベンダー・ゲシュタルト・テストは、9個の幾何図形を被験者に「模写」させて、それを一定の基準にしたがって処理し分析するものである。開発者であるベンダーによれば、「図形を知覚し、模写する過程では主として次の2つの要因が働くとする。1つは、脳の発達の未成熟や脳損傷などによる個人の成長・発達のと成熟水準の要因。もう1つは、自我機能の要因である。つまり、自我機能の異常が図形の認知に影響を及ぼし、そのことが模写に反映されるとするものである」。

したがって、ベンダー・ゲシュタルト・テストは、①視覚-運動的なゲシュタルト機能の成熟と発達に関する検査、②人格検査、の両面を併せ持っている。ベンダー・ゲシュタルト・テストは、こうした複数の観点からの利用が可能であることから、採点の仕方についても種々の方法がある。一般的には、パスカル&サッテル法(11才以上の児童と成人のための採点として最も多用される)が利用される。また、併せてハットの解釈を用いる場合もある(ハットの解釈については、細部についてまで十分に研究されつくされているとはいえないが、その解釈は示唆に富んだものである)。

1) 得点が示唆すること



2) 臨床的解釈について

ハットの解釈ではパスカル&サッテル法とは異なり、個々の図形についての採点ではなく、すべての図形について、以下に記述する7因子に当てはまるものがあるかどうかという視点から解釈を行っている。

ハットの解釈

- 1 組織に関する因子（用紙を全体としてどのように使用するか、図形をどのように配置するかに関する因子）
臆病、自己中心性、抑圧された敵意、不安、内的緊張などについての解釈と関連がある
 - 2 寸法に関する因子（ゲシュタルトをいかなる方法でも変化させないで、図形のサイズをどのように修飾するかに関する因子）
不安、葛藤、忍耐性、内向性などについての解釈と関連がある
 - 3 ゲシュタルトの形の変化に関する因子
臆病、感情の抑圧、情緒的な不安定などについての解釈と関連がある
 - 4 ゲシュタルトの歪みに関する因子
抑圧傾向、敵対傾向、難しすぎる課題に対する無気力感情などについての解釈と関連がある
 - 5 運動に関する因子（運筆の方向や図形同士の描かれる方向の不統一に関する因子）
葛藤、自己中心性などについての解釈と関連がある
 - 6 雑多な因子（スキッチングや固執、運動にうまく協応できないことによる不規則な線運動に関する因子）
不安、自己統制力の弱さ、緊張、不安などについての解釈と関連がある
 - 7 被験者の作業方法に関する因子（小さい所に注意を向けすぎる、衝動的な描き方をする、補助線を引くなどの作業に関する因子）
葛藤、忍耐性、不十全感などについての解釈と関連がある
-

4 F & T感情識別検査について

日常生活において他者の感情を正しく識別するためには、言語的な情報だけでなく、音声や表情などの非言語的な情報を併せて利用することが望ましい。また、はっきりと言葉には出されない他者の感情を適切に識別できることは、感情面での交流を豊かにするばかりでなく、自分の行動を相手の反応に応じて適切にコントロールすることを可能にする。したがって、非言語的な側面からの情報を正しく認識するためのスキルは、円滑な対人関係を維持していくために必要なスキルといえる。

F & T感情識別検査は、『音声のみ (tone)』『表情のみ (face)』『音声+表情 (tone&face)』の3条件から構成される。各条件はそれぞれ4名（20代・40代の男女各1名）×4感情（幸福・悲しみ・怒り・嫌悪）×2回の繰り返し、計32課題から構成されている。

検査では条件毎の「正答率」、及び、4感情間の「混同の傾向」について知ることができる。

なお、検査の実施にあたっては、「幸福」「悲しみ」「怒り」「嫌悪」の4感情について理解していることを事前に確認する必要がある。

(1) 正答率が示唆すること

刺激の呈示条件は「音声のみ」「表情のみ」「音声+表情」の3通りである。これは、表情から相手の感情を識別することが苦手でも、音声からは比較的高い確率で相手の感情を識別できる、といった被

験者毎の傾向を把握することをねらったものである。例えば、「音声のみ」からの他者感情の識別は正しくとも、「表情のみ」で混同する傾向が強い場合には、「音声+表情」において、「音声のみ」単独の場合よりも正答率が下がることがある。この場合、一般に言われているように、「顔をよくみて」話すことで、情報を正しく利用できない可能性がある。もちろん、いずれの条件においても健常者の平均正答率（「音声のみ」86%、「表情のみ」85%、「音声+表情」95%）を大きく下回る場合には、言語的な助けが十分に得られなければ、他者と円滑な対人関係を結ぶことに困難が予想される。

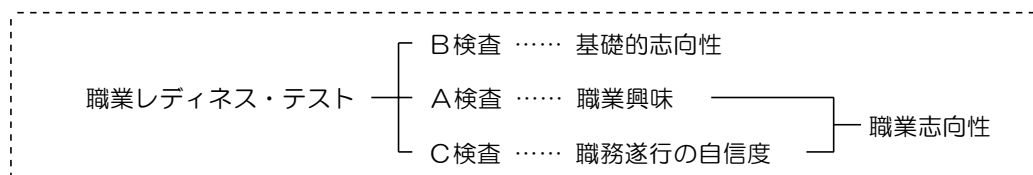
(2) 感情の混同傾向が示唆すること

検査では、4感情のうちどの感情とどの感情を混同しやすいかといった被験者毎の「混同の傾向」についても知ることができる。混同のうち「怒り」と「嫌悪」の混同は、ともに不快な感情同士の混同であるため、対人場面で比較的問題となりにくいといえる。しかし、「怒り」や「嫌悪」などの不快な感情を「幸福」といった快の感情と混同している場合は、そのことが対人関係における不適応の原因の1つとなっていると考えられる。また、ほとんどの音声や表情を「怒り」と解釈するといった、被験者毎の傾向についても知ることができる。こうした場合、注意や指示に対して過敏に反応するなどの行動と関連が深い可能性が示唆される。

5 職業レディネス・テストについて

「レディネス」とは、準備ができていることを意味するが、職業レディネスという場合には、「個人の根底にあって、(将来の)職業選択に影響を与える心理的な構え」と定義される。

職業レディネスには、態度的側面（職業に対する志向性、職務遂行の自信度、職業選択に対する認知のパターン、職業観など）と能力的側面（職業に関する情報の取得度、選択課題解決能力、意志決定のパターン）とが含まれる。新版 職業レディネス・テストは、上記の側面の内、態度的側面の基礎的志向性と職業に対する志向性（職業に対する興味と職務遂行の自信度からとらえる）を対象としている。以下では、職業レディネス・テスト（手引）にしたがって検査の特徴を紹介する。



このテストは、個人を特定の職業分野に向かわせる動因やその心理的構造を理解するための一つの用具であり、他の諸テストと併用することにより、進路指導の充実に貢献するものである。適用範囲は13

歳～18歳程度の中学校・高等学校在学生徒であるが、20歳前後であっても職業経験の浅い者や職業に対する知識が乏しい者には適用できるとしている。

(1) 職業志向性について：A検査とC検査が示唆すること

A検査では、仕事に対する好みによる職業興味を測定する。また、C検査では、仕事に対する自信の程度を測定する。また、C検査はA検査と対照することにより職業志向性を把握できる。

興味および自信度をとらえる枠組みとして6つの職業領域を設定しているが、これは、ホルランドの理論によっている。

- R領域：現実的職業領域……機械や物を対象とする具体的で実際的な仕事や活動の領域
- I領域：研究的職業領域……研究や調査のような研究的・探索的な仕事や活動の領域
- S領域：社会的職業領域……人と接したり、人に奉仕したりする仕事や活動の領域
- C領域：慣習的職業領域……定まった方式や規則、習慣を重視したり、それにしがたって行うような仕事や活動の領域
- E領域：企業的職業領域……企画・立案したり、組織の運営や経営等の仕事や活動の領域
- A領域：芸術的職業領域……音楽、美術、文学等を対象とするような仕事や活動の領域

(2) 基礎的志向性について：B検査が示唆すること

B検査では、個人の職業選択行動と密接な関連を持つとされる基礎的志向性を、日常の生活行動・意識の面から測定し、対情報関係志向、対人関係志向、対物関係志向の3つに分けている。これは、職業興味を明白に表明できない生徒の興味把握に役立つ。

- D志向：対情報関係志向……各種の知識、情報、概念などを取り扱うことに対し、個人の諸特性が方向づけられている
- P志向：対人関係志向……主として人に直接かかわっていく活動に対して、個人の諸特性が方向づけられている
- T志向：対物関係志向……直接、機械や道具、装置などのいわゆる物を取り扱うことに対して、個人の諸特性が方向づけられている

(3) プロフィールが示唆すること

得点は「強い」「普通」「弱い」の3段階で解釈される。検査が示す得点は標準化されており、実施、採点、結果の整理等の手続きは客観的に定められている。

得られた標準得点からプロフィールを描いてみることにより、個々の興味や志向性の特徴をとらえることができる。プロフィールは、個々の興味や志向性の特徴を3段階で検討するだけでなく、相対的な特徴を示すものである。進路選択への態度が明確化し、自己理解が進むほど興味や志向性、職務遂行の自信度は分化するという仮定に基づいており、プロフィールに山と谷がはっきりしていると準備性ができていると解される。

標準得点	解釈上の意味
61 以上	興味、志向性、自信が強い
40 ～ 60	興味、志向性、自信が普通
39 以下	興味、志向性、自信が弱い

職業興味と職務遂行の得点差が大きい場合には、その領域は現実的な進路探索になりにくいですが、得点差が小さい場合、それぞれの志向性と関係する職業名のリストが示されており、個人の特徴を具体的な職業名と関連づける資料とすることができる。この検査の結果から、直ちに適職判定をすることはできないが、適性検査の結果などとあわせて進路指導に役立てることができる。

6. 注意能力検査について

注意機能は様々な心理的機能の基盤であり、その障害は認知障害や行動障害を引き起こす。特に、記憶障害や学習障害において注意の果たす役割は極めて重要であることはよく知られている。注意機能は社会生活を営むための様々な形の複雑な行動に介在し、これを統合する役割も持っている。しかしながら、注意の定義は曖昧であり、注意という言葉によって表される多様な側面を持った現象のすべてを包括して定量的に評価可能な検査は現時点ではみあたらない。パソコン版注意検査は注意を「単純な課題遂行の際に必要な注意の強度（覚醒水準および持続性）」と「複雑な課題場面で要求される選択性（集中力、配分）」に分類し、それぞれの能力を定量的に測定するものである。

注意機能

- ① 注意の持続：繰り返し行われる活動の間、一定の反応行動を維持させる能力
- ② 選択的注意：妨害的刺激を抑制し、標的目標に注意を集中して、行動や認知プロセスを維持させる機能
- ③ 注意の転換：異なった認知課題を交互に行う際、刺激あるいは情報処理プロセスへの注意をシフトさせる機能
- ④ 注意の配分：同時に2つ以上の課題に注意を向ける能力

注意検査では、下位課題である空間性注意検査の単純反応を「単純な課題」として表現している。これは、①の「注意の持続」を測定したものである。また、空間性注意検査の弁別反応を「やや複雑な課題」として表現している。これは②の「選択的注意」を測定したものである。

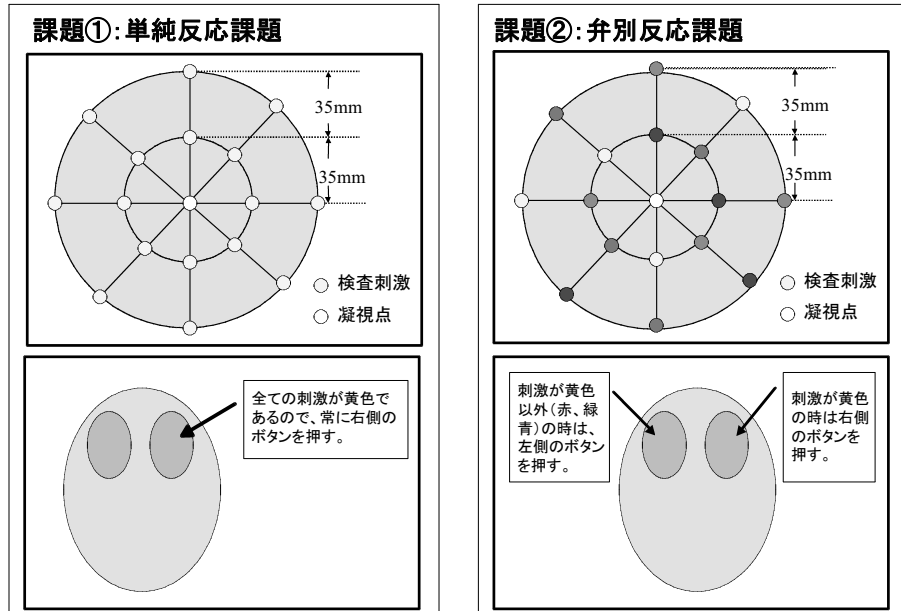
【空間性注意検査】

① 単純反応課題

パソコンの画面中央の刺激（白丸）を凝視し、それ以外の場所に刺激（黄丸）が出現したら、できるだけ早くマウスのボタンを押して反応する課題。

② 弁別反応課題

パソコンの画面中央の刺激（白丸）を凝視し、それ以外の場所に刺激（黄・赤・青・緑の丸）が出現したら、刺激が黄色の時はマウスの右側のボタンを、刺激が黄色以外（赤・青・緑）の時はマウスの左側のボタンを押して、できるだけ早く反応する課題。



①の課題では、刺激が出現したらマウスのボタンを押せばいいだけなので、反応の素早さだけが要求されるのに対し、②の課題では、刺激の色の違いにより左右のボタンを押し変えなければならないので、どちらのボタンを押すか選択しなければならない。急いで押し間違えてしまう（エラーを起こす）可能性がある。しかし、間違えないようにすると反応時間が遅くなってしまう。どれくらい間違えずにしかも正確にできるかが問題となる。

①単純反応の課題について

反応時間が遅い場合、注意の持続について問題があることが考えられる。ただし、反応時間の時系列の変化を見たときに、分散も小さく安定している場合は注意機能以外に問題があることが考えられる。

②弁別反応の課題について

正答率と反応時間と併せて評価する。

『正答率 ○以上	：	反応時間 ○以上』	⇒	問題なし
『正答率 ○以上	：	反応時間 ×以下』	⇒	注意機能以外の問題あり
『正答率 ×以下	：	反応時間 ○以上』	⇒	選択的注意に問題あり
『正答率 ×以下	：	反応時間 ×以下』	⇒	選択的注意及びその他の要因に問題あり

【文献】

飯鉢和子・鈴木陽子・茂木茂八 フロスティック視知覚発達検査 実施要領と採点法手引き《尺度
修正版》 株式会社日本文化科学社 1979.

厚生労働省職業安定局（日本労働研究機構：平成 15 年 10 月 1 日より独立行政法人労働政策研究・研
修機構） 厚生労働省編一般職業適性検査（事業所用）手引 社団法人雇用問題研究会.

日本労働研究機構（平成 15 年 10 月 1 日より独立行政法人労働政策研究・研修機構） 新版職業レデ
ィネス・テスト手引 社団法人雇用問題研究会 1995.

障害者職業総合センター 障害者職業総合センター調査研究報告書 №39 知的障害者の非言語的コミ
ュニケーション・スキルに関する研究 2000.

高橋省己 ベンダー・ゲシュタルト・テスト ハンドブック 三京房 1985.

資料：診断の基準

DSM-IV 精神疾患の診断・統計マニュアル

高橋三郎他 訳 医学書院 1996 より引用

◇ 精神遅滞の診断基準

- A. 明らかに平均以下の知的機能：個別施行による知能検査で、およそ 70 またはそれ以下の I Q（幼児においては、明らかに平均以下の知的機能であるという臨床的判断による）。
- B. 同時に、現在の適応機能（すなわち、その文化圏でその年齢に対して期待される基準に適応する有能さ）の欠陥または不全が、以下のうち 2 つ以上の領域で存在：意志伝達、自己管理、家庭生活、社会的／対人的技能、地域社会資源の利用、自律性、発揮される学習能力、仕事、余暇、健康、安全。
- C. 発症は 18 歳未満である。

▲知的機能障害の水準を反映する重傷度に基づいてコード番号をつけること：

- 317 軽度精神遅滞 I Q レベル 50-55からおよそ70
- 318.0 中等度精神遅滞 I Q レベル 35-40から50-55
- 318.1 重度精神遅滞 I Q レベル 20-25から35-40
- 318.2 最重度精神遅滞 I Q レベル 20-25以下
- 319 精神遅滞、重症度は特定不能 精神遅滞が強く疑われるが、その人の知能が標準的検査では測定不能の場合

315.0 読字障害の診断基準

- A. 読みの正確さと理解力についての個別施行による標準化検査で測定された読みの到達度が、その人の生活年齢、測定された知能、年齢相応の教育の程度に応じて期待されるものより十分に低い。
- B. 基準Aの障害が読字能力を必要とする学業成績や日常の活動を著明に妨害している。
- C. 感覚器の欠陥が存在する場合、読みの困難は通常それに伴うものより過剰である。

コード番号をつける上での注意：一般身体疾患（例：神経疾患）あるいは感覚器の欠陥が存在するならば、その疾患を第3軸にコード番号をつけて記録しておくこと。

315.1 算数障害の診断基準

- A. 個別施行による標準化検査で測定された算数の能力が、その人の生活年齢、測定された知能、年齢に相応の教育の程度に応じて期待されるものよりも十分に低い。
- B. 基準Aの障害が算数能力を必要とする学業成績や日常の活動を著明に妨害している。
- C. 感覚器の欠陥が存在する場合、算数能力の困難は通常それに伴うものより過剰である。

コード番号をつける上での注意：一般身体疾患（例：神経疾患）または感覚器の欠陥が存在するならば、その疾患を第3軸にコード番号をつけて記録しておくこと。

315.2 書字表出障害の診断基準

- A. 個別施行による標準化検査（あるいは書字能力の機能的評価）で測定された書字能力が、その人の生活年齢、測定された知能、年齢に相応の教育の程度に応じて期待されるものよりも十分に低い。
- B. 基準Aの障害が文章を書くことを必要とする学業成績や日常の活動（例：文法的に正しい文や構成された短い記事を書くこと）を著明に妨害している。
- C. 感覚器の欠陥が存在する場合、書字能力の困難が通常それに伴うものより過剰である。

コード番号をつける上での注意：一般身体疾患（例：神経疾患）または感覚器の欠陥が存在するならば、その疾患を第3軸にコード番号をつけて記録しておくこと。

315.4 発達性協調運動障害の診断基準

- A. 運動の協調が必要な日常の活動における行為が、その人の暦年齢や測定された知能に応じて期待されるものよりも十分に下手である。これは運動発達の里程標の著明な遅れ（例：歩くこと、這うこと、座ること）、物を落とすこと、“不器用”、スポーツが下手、書字が下手、などで明らかになるかもしれない。
- B. 基準Aの障害が学業成績や日常の活動を著明に妨害している。
- C. この障害は一般身体疾患（例：脳性麻痺、片麻痺、筋ジストロフィー）によるものではなく、広汎性発達障害の基準を満たすものでもない。
- D. 精神遅滞が存在する場合、運動の困難は通常それに伴うものより過剰である。

コード番号をつける上での注意：一般身体疾患（例：神経疾患）または感覚器の欠陥が存在するならば、その疾患を第3軸にコード番号をつけて記録しておくこと。

299.0 自閉性障害の診断基準

A. (1)、(2)、(3)から合計6つ（またはそれ以上）、うち少なくとも(1)から2つ、(2)と(3)から1つずつの項目を含む。

(1) 対人的相互反応における質的な障害で以下の少なくとも2つによって明らかになる：

- (a) 目と目で見つめ合う、顔の表情、体の姿勢、身振りなど、対人的相互反応を調節する多彩な非言語性行動の使用の著明な障害。
- (b) 発達の水準に相応した仲間関係をつくることの失敗。
- (c) 楽しみ、興味、成し遂げたものを他人と共有すること（例：興味のあるものを見せる、もってくる、指さす）を自発的に求めることの欠如。

(2) 以下のうち少なくとも1つによって示される意志伝達の質的な障害：

- (a) 話し言葉の発達の遅れまたは完全な欠如（身振りや物まねのような代わりの意志伝達の仕方により補おうという努力を伴わない）。
- (b) 十分会話のある者では、他人と会話を開始し継続する能力の著明な障害。
- (c) 常同的で反復的な言語の使用または独特な言語。
- (d) 発達水準に相応した、変化にとんだ自発的なごっこ遊びや社会性を持った物まね遊びの欠如。

(3) 行動、興味および活動の限定され、反復的で常同的な様式で、以下の少なくとも1つによって明らかになる：

- (a) 強度または対象において異常なほど、常同的で限定された型の1つまたはいくつかの興味だけに熱中すること。
- (b) 特定の機能的でない習慣や儀式にかたくなにこだわるのが明らかである。
- (c) 常同的で反復的な衝動的運動（例えば、手や指をぱたぱたさせたりねじ曲げる、または複雑な全身の動き）。
- (d) 物体の一部に持続的に熱中する。

B. 3歳以前に始まる、以下の領域の少なくとも1つにおける機能の遅れまたは異常：

(1)対人的相互作用、(2)対人的意志伝達に用いられる言語、または(3)象徴的または想像的遊び。

C. この障害はレット障害または小児期崩壊性障害ではうまく説明されない。

299.80 アスペルガー障害の診断基準

A. 以下のうち少なくとも2つにより示される対人的相互作用の質的な障害：

- (1) 目と目で見つめ合う、顔の表情、体の姿勢、身振りなど、対人的相互反応を調節する多彩な非言語性行動の使用の著明な障害
- (2) 発達の水準に相応した仲間をつくることの失敗
- (3) 楽しみ、興味、成し遂げたものを他人と共有すること（例えば、他の人達に興味のあるものを見せる、もってくる、指さす）を自発的に求めることの欠如
- (4) 対人的または情緒的相互性の欠如

B. 行動、興味および活動の、限定され反復性で常同的な様式で、以下の少なくとも1つによって明らかになる：

- (1) その強度または退場において異常なほど、常同的で限定された型の1つまたはそれ以上の興味だけに熱中すること。
- (2) 特定の、機能的でない習慣や儀式にかたくなにこだわるのが明らかである。
- (3) 常同的で反復的な常同的で反復的な衝動的運動（例えば、手や指をぱたぱたさせたりねじ曲げる、または複雑な全身の動き）。
- (4) 物体の一部に持続的に熱中する。

C. その障害は、社会的、職業的、または他の重要な領域における機能の臨床的に著しい障害を引き起こしている。

D. 臨床的に著しい言語の遅れがない（例えば、2歳までに単語を用い、3歳までに意志伝達的な句を用いる）。

E. 認知の発達、年齢に相応した自己管理能力、（対人関係以外の）適応行動、および小児期における環境への好奇心、などについて臨床的に明らかな遅れがない。

F. 他の特定の広汎性発達障害または精神分裂病の基準をみたさない。

◇ 注意欠陥/多動性障害の診断基準

A. (1)か(2)のどちらか：

(1) 以下の不注意のうち6つ（またはそれ以上）が少なくとも6ヶ月以上続いたことがあり、その程度は不適応的で、発達の水準に相応しないもの：

不注意

- (a) 学業、仕事、またはその他の活動において、しばしば綿密に注意することができない、または不注意な過ちをおかす。
- (b) 課題または遊びの活動で注意を持続することがしばしば困難である。
- (c) 直接話しかけられたときにしばしば聞いていないように見える。
- (d) しばしば指示に従えず、学業、用事、または職場での義務をやり遂げることができない(反抗的な行動、または指示を理解できないためではなく)。
- (e) 課題や活動を順序立てることがしばしば困難である。
- (f) (学業や宿題のような)精神的努力の持続を要する課題に従事することをしばしば避ける、嫌う、またはいやいや行う。
- (g) (例えばおもちゃ、学校の宿題、鉛筆、本、道具など)課題や活動に必要なものをしばしばなくす。
- (h) しばしば外からの刺激によって容易に注意をそらされる。
- (i) しばしば毎日の活動を忘れてしまう。

(2) 以下の多動性—衝動性の症状のうち6つ（またはそれ以上）が少なくとも6ヶ月以上持続したことがあり、その程度は不適応的で、発達水準に相応しない：

多動性

- (a) しばしば手足をそわそわと動かし、またはいすの上でももじもじする。
- (b) しばしば教室や、その他、座っていることを要求される状況で席を離れる。
- (c) しばしば、不適切な状況で、余計に走り回ったり高い所へ上ったりする（青年または成人では落ち着かない感じの自覚のみに限られるかも知れない）。
- (d) しばしば静かに遊んだり余暇活動につくことができない。
- (e) しばしば“じっとしていない”または、まるで“エンジンで動かされるように”行動する。
- (f) しばしばしゃべりすぎる。

衝動性

- (g) しばしば質問が終わる前に出し抜けて答え始めてしまう。
- (h) しばしば順番を待つことが困難である。
- (i) しばしば他人を妨害し、邪魔する(例えば会話やゲームに干渉する)。

B. 多動性—衝動性または不注意の症状のいくつかが7歳以前に存在し、障害を引き起こしている。

- C. これらの症状による障害が2つ以上の状況において（例えば学校〔または仕事〕と家庭）存在する。
- D. 社会的、学業的または職業的機能において、臨床的に著しい障害が存在するという明確な証拠が存在しなければならない。
- E. その症状は広汎性発達障害、精神分裂病、または、その他の精神病性障害の経過中にのみ起こるものではなく、他の精神疾患（例えば気分障害、不安障害、解離性障害、または人格障害）ではうまく説明されない。

▲ 病型に基づいてコード番号をつけること：

314.01 注意欠陥/多動性障害、混合型：

過去6ヶ月間 A1 と A2 の基準をともに満たしている場合

314.0 注意欠陥/多動性障害、不注意優勢型：

過去6ヶ月間、基準 A1 を満たすが基準 A2 を満たさない場合

314.01 注意欠陥/多動性障害、多動性—衝動性優勢型：

過去6ヶ月間、基準 A2 を満たすが基準 A1 を満たさない場合

コード番号をつける上での注意：（特に青年および成人で）現在、基準を完全に満たさない症状を持つものには“部分寛解”と特定しておくべきである。

視覚障害その他の理由で活字のままでこの報告書を利用できない方のために、営利を目的とする場合を除き、「録音図書」「点字図書」「拡大写本」等を作成することを認めます。

その際は、下記までご連絡ください。

障害者職業総合センター 企画部企画調整室

電話 043-297-9067

FAX 043-297-9057

なお、視覚障害者の方等でこの報告書（文書のみ）のテキストファイルをご希望されるときも、ご連絡ください。

調査研究報告書 №56

「学習障害」を主訴とする者の就労支援の課題に関する研究（その2）

— 青年期における状態像の詳細区分に基づく検討 —

編著・発行 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

障害者職業総合センター

〒261-0014 千葉県美浜区若葉 3-1-3

電話 043-297-9067

FAX 043-297-9057

発行日 2004年3月

印刷・製本 (株)こくぼ